


国：月次支援金、県：感染症対策事業継続支援金、感染症対策営業時間短縮要請協力金

# よく理解してから申請しよう 感染症対策支援金等申請ヘルプガイド

この資料は、制度内容・情報のすべてを掲載しておりません。詳細はそれぞれの公式サイトなどでご確認ください。

【各種支援金・協力金の概要】

申請者必見

制度名	①緊急事態宣言、蔓延防止等影響緩和による月次支援金	②群馬県感染症対策事業継続支援金	③群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金	
制度概要、対象要件	<p>緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること</p> <p>2021年の月間売上が2019年又は2020年の同月比で <b>50%以上減少</b> の中小法人・個人事業者等</p>	<p>2021年の月間売上が2019年又は2020年の同月比で <b>30%以上50%未満減少</b> の中小法人・個人事業者等</p>	<p>飲食店営業許可を受け、<b>20:00～5:00</b> の間に営業している飲食店等が <b>8/7～9/12</b> の間、（板倉町は重点措置区域として）営業自粛、酒類提供の終日自粛、感染防止対策の実施など行った事業者</p>	
給付金額	<p>上限 法人 <b>20万円</b>、個人 <b>10万円</b>/月</p>		<p>時短要請分 8/7 2.5～7.5万円/日 まん延防止区域分 8/8～19 3～10万円/日 緊急事態宣言区域分 8/20～9/12 4～10万円/日</p>	
申請手続き	<p>オンラインによる申請 <a href="https://ichijishienkingo.jp/">https://ichijishienkingo.jp/</a> → 「マイページ」</p>	<p>オンライン <a href="https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001710.html">https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001710.html</a> 又は書面による申請</p>		
申請締切	<p>7月分： 9/30（9/27） 8月分： 10/31（10/26） 9月分： 11/30（11/25） （カッコ内日付は、初めて登録機関の申請を行う場合の期限）</p>	<p>7月分：申請（制度）なし 8月分：時期末定 9月分以降：実施未定 （郵送の場合当日消印まで有効）</p>	<p>本申請分：9月上旬予定 （郵送の場合当日消印まで有効）</p>	
同一月内の申請	併給の可否	<p><b>同一月内の併給申請は受けられません。</b> <b>要注意</b> 複数該当する場合は、③群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金が優先されます。</p>		
	優先順位	<p>③に該当しない場合は対象、 ②とは併存しません。</p>	<p>③に該当しない場合は対象、 ①とは併存しません。</p>	<p>③が優先</p>
	誤って併給申請をした場合	<p>誤って併給申請をしてしまった場合、不支給に該当する支援金の後記問合せ先まで「取り下げたい」旨を連絡し、その指示に対応願います。そのまま放置され、その後の調査等により併給と判明された場合、後順位の支援金が「不正受給」の対象となり、加算金と合わせて返還請求されます。過去の申請も同様ご注意ください。</p>		
問合せ先、手続き窓口	<p>月次支援金事務局 申請者専用窓口 0120-211-240 8:30～19:00（土日祝日含）</p> 	<p>群馬県感染症対策事業継続支援金コールセンター 027-381-8590 9:00～17:00（土日祝日含） （郵送先） 高崎市相生町 1-1 八十二銀行 高崎ビル4階 群馬県感染症対策事業継続支援金事務局</p>	<p>群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター 050-5444-6096 9:00～17:00（土日祝日含） （郵送先） 高崎市相生町 1-1 八十二銀行 高崎ビル4階 群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金審査センター</p>	

